

交渉情報	NO.29	日本郵便信越支社 要員集配部
JP労組信越地方本部	2018年9月28日	添付資料:2枚

雇用促進暫定手当既導入局における手当の期間延長について

日本郵便信越支社要員集配部は、本日（9月28日）「雇用促進暫定手当既導入局における手当の期間延長」について地方本部に説明してきました。

1. 概要

信越支社では、管内の要員不足に対応するため、希望する郵便局に雇用促進暫定手当を導入し、要員確保につとめてきました。しかしながら、承認期間中に充足することが出来なかったため、承認期間を延長し雇用確保に努めるものです。

詳細については、支社資料を参照願います。

2. 承認期間

2018年10月1日（月）から2019年3月31日（日）まで

3. 雇用促進暫定手当導入郵便局（部・旧集配センター）及び手当額 支社資料のとおり

4. 要員不足状況等（9月21日現在） 支社資料のとおり

5. その他

（1）基本賃金の構成

単位：円

	基本給	基本給の 加減額 (郵政最賃)	基本給 加算額 (郵便外務事務)	所属長 加算	基本給計	雇用促進 暫定手当	合計額
新潟県	780	20	80	+α	880+α	+β	880+α+β
長野県	800	20	80	+α	900+α	+β	900+α+β

※上記計算式で算出した額が雇用単価となります。

（2）10月以降（最低賃金改正後）の扱い

①10月3週（予定）に本社から、各郵便局へ指示文書発出

②文書到着後、準備出来次第10月1日に遡って辞令簿により発令

※11月支給の給与から反映されます。

※ 地本では以下の項目について求めました。(支社回答は太字)

①既導入局の効果について支社の現状分析は。

導入日に違いがあり、一概には判断できないものの、導入後の採用数が少数であることから、今後、地域事情を考慮した手当額のアップを検討する。

②地域事情の考慮とは。(何を比較対象にしているか。)

その地域の物流会社(同業他社)の賃金等を調査し、雇用単価(雇用促進暫定手当・所属長加算)を検討する。

③求職者が業務内容と賃金を考えた時に、郵便局の業務内容と雇用単価では、多少賃金が低くてもコンビニ等の応募が多いのではないか。同業他社の賃金だけではなく、業務内容等も賃金決定の要素に入れ、人が集まる雇用単価にすべきでは。

今後の検討事項とさせていただきたい。

以上、支社の考え方を引き出し、実情として特効薬的なものではないものの、要員不足解消には打つべき手は全て打つべきとの考えから、本件について了としたものです。また、今後も導入局拡大や手当額のアップ等を求めていくこととします。

【労使対応】 単局窓口